

福岡市では、中小企業を取り巻く経営環境が急激に厳しさを増している状況を踏まえ、**公共事業の発注、施工、さらには代金の支払いについて、よりスピード感を持って取り組むという観点**から、地場中小企業への支援措置を実施します。

I. 工事や設計委託等のスピーディかつ途切れのない発注を推進します。

- ◆年度内工事の早期発注（直ちに）
○12月議会補正案件を含めた平成20年度の残工事を早期に発注します。
- ◆平成21年度予定工事の2月議会補正による前倒し発注の推進
○平成21年度予算で予定している工事の一部について、補正予算による前倒し発注を行います。
- ◆平成21年度工事・設計委託等の早期発注
○平成21年度発注工事等についても、可能な限り早期発注を行います。

II. 分離・分割発注の推進により、受注機会の増大を図ります。

- ◆発注規模による分割発注（直ちに）
○地場中小企業が受注できる機会を増やすため、大規模工事の発注を避け、可能な限り工事の分割発注を行います。
- ◆工種による分離発注（直ちに）
○地場中小業者の元請けによる受注を推進するため、可能な限り工種毎の分離発注を行います。

III. 設計変更対応の迅速化や工事書類の簡素化により、工事請負業者の負担を軽減します。

- ◆設計変更へのスピーディな対応（直ちに）
○請負業者からの質問や協議に発注者が直ちに回答することにより、工事の手待ちを短縮します。（ワンデーレスポンスの実施）
○設計変更がより円滑に行われることを目的として、設計変更ガイドラインの策定を行います。
- ◆工事書類の簡素化（2月1日～）
○工事完了時に提出する書類の一部で、請負業者の負担の大きい工事写真整理帳について、電子媒体による提出のみとし、紙媒体での提出を不要とします。

IV. 工事代金の支払手続きをスピードアップします。

- ◆工事完了から検査までの期間短縮（2月1日～）
○契約約款では完了届提出日から14日以内の検査としていますが、検査体制の強化を図り、10日以内の検査を目指します。
- ◆工事代金支払い期限の短縮（直ちに）
○工事代金の支払い期日について、契約約款では請求日から40日以内としていますが、20日以内への短縮を目指します。

V. 工事請負代金債権を担保とした融資制度を導入します。

- ◆国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」の活用（直ちに）
○工事請負代金の債権譲渡を認め、出来高を超える部分についても融資を受けることが出来るようにします。

<推進体制>

以上の支援措置を確実に推進し新たな施策を検討するため、庁内に「（仮称）公共工事に関する中小企業支援推進会議」を設置し、目標値を定め適切な執行管理を行っていきます。

<実施済措置>

- ◆単品スライドの実施（平成20年7月1日から）
一部拡充（平成20年9月19日から）
- ◆工事の最低制限価格の改正（平成21年1月1日から）

今後も引き続き、前払金制度の見直しなど、支援策の検討を行ってまいります。

【問い合わせ先】

- [支援措置 I, II, IV] 財政局技術監理部技術企画課 二宮、諸崎
TEL: 092-711-4564 (内線 6160)
- [支援措置 III] 財政局技術監理部技術監理課 続、井手
TEL: 092-711-4371 (内線 6191)
- [支援措置 V] 財政局財政部契約課 中園、秋山
TEL: 092-711-4180 (内線 1550)

経済対策

雇用対策

福岡市緊急経済対策本部

◆ 緊急経済対策本部の設置(H20.10.28~)

- 原油・原材料価格の高騰や世界的な金融危機の影響による、本市経済及び雇用に対する悪影響に対し、的確に対応するために設置。
- ・所掌事務:①情報収集など経済・雇用状況の把握 ②実施中の経済・雇用対策の円滑な推進 ③新たな経済・雇用対策の検討
- ・本部長:市長 副本部長:副市長 本部員:各局・区長, 会計管理者, 教育長, 水道事業管理者, 交通事業管理者
- ・開催実績:第1回 H20.10.28 第2回 H20.12.9 第3回 H21.1.13

「雇用」を所掌事務に追加

緊急経営支援

中小企業向け

実施中

◆ 特別相談窓口の設置(H20.10.30~)

- ・金融、経営やセーフティネット保証などを総合的に受け付ける窓口を設置
- ・相談員を6名から9名、さらに13名に増員し、きめ細かい対応を実施

◆ 「不況対策特別資金(特例枠)」の拡充

- ・対象業種の拡大 185 → 545(10/31~) → 698(12/10~)
- ・新規融資枠の拡大
100億円 → 350億円(10/31~) → 600億円(12/10~) → 1000億円 (H21.1.13~)

新規

農林水産業向け

実施中

◆ 農林業金融資金・水産業金融資金の拡充(H20.11.1~)※融資申込み〆切~H21.3.31

- ・緊急対策資金(原油価格高騰対策)の利子及び保証料の全額補助

◆ 省エネ等施設整備への支援拡大

◆ 漁船漁業省エネエンジン導入支援(H21.1~)

公共工事における地場中小企業支援措置

◆ 公共事業の発注、施工及び代金支払いの迅速化などの支援策を実施

実施中

- 単品スライドの実施(H20.7.1~) 一部拡充(H20.9.19~)
- 工事の最低制限価格の引き上げ(H21.1.1~)

- 工事等のスピーディかつ途切れのない発注
- 分離・分割発注の推進により、受注機会の増大
- 設計変更対応の迅速化や工事書類の簡素化による事請負業者の負担軽減
- 工事代金支払い手続きのスピードアップ
- 工事請負代金債権を担保とした融資制度の導入

新規

◆ 公共工事に関する中小企業支援推進会議(仮称)を設置し、適切に執行を管理

補正予算

◆ 12月議会 補正予算(H20.12.18議決)

- ・緊急経済対策関連として約26億円の補正予算を編成

就職支援

◆ 内定取消・内定未定の新卒者の就職支援

実施予定

- ・「会社合同説明会」(H21.2.2~3実施)において、緊急採用コーナーを設置(平成21年4月採用及び中途採用を行う企業を追加募集)

住宅提供

実施中

◆ 解雇等により住居を喪失される方への市営住宅の提供(H20.12.22~)

- 労働者派遣契約の中途解雇等により、それまで居住してきた社員寮等からの退去を余儀なくされる方の一時的な居住の場として市営住宅を提供
- ・月額約1~2万円の住宅を10戸提供
- ・敷金免除

◆ 離職者への緊急避難的な居住支援(H21.1.16~)

- 解雇等に伴い住居を失った方、または退去を余儀なくされている方に緊急避難的な居住支援を行う。

- ・利用できる人(1及び2に該当する人)
 1. 原則として、1年以内の離職者であること
 2. 1ヶ月以内の退所が見込める人
- ・利用期間 : 原則として1ヶ月
- ・利用人員 : 約20名程度

新規